

藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例（昭和 31 年藤枝市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「 $\frac{1}{2}$ 」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤枝市都市計画税条例附則第 3 項の規定は、平成 2 9 年度分からの都市計画税について適用する。